

一般社団法人 千葉県作業療法士会

学生会員 規程

（目的）

- 第1条 この規程は、一般社団法人千葉県作業療法士会（以下、「本会」という）定款第4条に基づき、本会の事業に賛同する学生を対象とした会員制度について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 学生会員は、作業療法士養成校に在学中から本会の事業に参加することにより、作業療法士に必要な知識・技能・態度を養うことを目的とする。

（学生会員の位置づけ）

- 第2条 学生会員は、定款第7条第2項第2号および賛助会員規程第2条第1項に定める「C会員」として、この規程に定めた条件を満たし、理事会で承認を得た者とする。

（学生会員の資格）

- 第3条 学生会員として入会できる者は、千葉県内の作業療法士養成校に学籍がある学生であって、理事会の承認を得た者とする。
- 2 ただし、すでに作業療法士の免許を有する者（編入生等）や、大学院に在籍する者は学生会員の対象としない。

（入会手続）

- 第4条 学生会員としての入会を希望する者は、本会の目的に賛同し、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（資格期間および更新）

- 第5条 学生会員の資格期間は、入会から養成校の在学期間中とする。
- 2 養成校を休学している期間も、学生会員としてみなすことができる。
- 3 資格の更新は、毎年度の自動更新とする。

（会費）

- 第6条 学生会員の入会金および会費は無料とする。

（学生会員の権利）

- 第7条 学生会員は、社員総会における議決権、ならびに役員の選挙権および被選挙権を有しない。
- 2 学生会員は、社員総会を傍聴することができる。

(学生会員の特典)

第8条 学生会員は、本会が認める範囲において以下の特典を受けることができる。

- (1) 本会が主催する研修会・事例検討会および学会等の事業への参加。
- (2) 広報誌、県士会ニュース、学術誌等の配布（デジタル版）。
- (3) 本会の公式 SNS 等による情報配信の受領。
- (4) 条件を満たせば千葉県作業療法士会入会金および初年度の年会費が無料。

(事業参加の条件と費用)

第9条 前条第1号に掲げる事業への参加費は原則として無料、あるいは学生会員価格とする。

- 2 参加定員がある場合は正会員を優先するものとする。
- 3 学生会員には原則として研修会修了証を発行しない。
- 4 参加に際しては、学生証を提示しなければならない。

(退会)

第10条 学生会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 学生会員は、養成校を卒業または退学した年度の末日をもって学生会員の資格を喪失し、退会するものとする。

(正会員への移行)

第11条 前条第2項の規定により学生会員を退会した者が、本会の正会員へ移行する場合において、卒業予定年度の前々年度末までに学生会員として入会し、2年以上の在会期間がある者については、入会金を免除し、初年度年会費を無料とする優待措置を設ける。

- 2 本会は、前項の正会員への移行に際し、本人に対して正会員移行に関する通知を行うものとし、一定期間内に辞退の申し出があった場合は、これを認めるものとする。
- 3 前2項の規定による正会員への移行にあたっては、別途の入会申請書の提出を要しないものとする。ただし、移行にあたっては、勤務先、連絡先等の本会が指定する事項（以下「登録事項」という）を速やかに届け出なければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、養成校を卒業した者のうち、当該年度に実施された作業療法士国家試験に合格していない者については、卒業年度の末日から起算して2年を限度として、第1項に定める優待措置を伴う正会員への移行手続きを保留することができる。
- 5 前項の保留期間中にある者が、作業療法士国家試験に合格した場合は、第3項に定める登録事項の届出を行うことにより、速やかに正会員へ移行するものとする。
- 6 第1項による優待措置の対象者が、第3項に定める届出を正当な理由なく行わない場合、または連絡不能により所在が不明となった場合は、卒業年度の末日から2年を経過した時点をもって、本条に定める優待措置を伴う正会員への移行の権利を失効するものとする。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 6 月 21 日から施行する。